

中津川市川上字丸野一〇五六の三一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字伊佐美字西出一一七九の一・一一八二の一・一一九五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西津汲字長坂平二〇五八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字松後一四〇二、一四〇七の一、一四〇七の二、瑞岩寺字馬本

四一九の一、春日香六字下山四六、四七、五九の一、六〇、六一、六三、八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員(メー ル)	延 長 ル(メー ト)	備 考
-------	-----	-----	----------------	--------------------	-------------------	-----

県道	本山 東線	本県市曾井中島字道下二 番一 地先から 同 市同 番一 地先まで	字同 八	後	前
				九〇 三・五	九〇 二・五
				一五〇・〇	一五〇・〇

岐阜県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 ル(メー ト)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	谷柿 合野線	山県市徳永字上切三〇〇番一 地先から 同 市同 番一 地先まで	字同 三〇二番四	六・〇 三・三・二 平成	平成 一九二・三〇

岐阜県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
県道	御 恵 高 那 線	可児郡御嵩町津橋字東川尻三五〇八番三地先から 同 郡 同 町 同 字 諸 之 木 四三三七番五二地先まで	一四・〇	平成二二・三・二	平成二二・八・三〇

岐阜県告示第四百四十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第一百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
一般国道	三百六十号	大垣市上石津町牧田字上野二二三八番一地从先から 同 市 同 町 打 上 字 渡 瀬 一〇二七番五地先まで	平成二二・四・一
一般国道	四百十八号	関市広見一六四八番七地先から 同市小瀬三八七番二地先まで	同

二 通行方法

一 道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上(又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

岐阜県告示第四百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

県道	関ヶ原線	安八郡神戸町大字北一色字七ツ成四七 一番二地先から	同
県道	溝口線	岐阜市溝口上一四八番一地从先から 関市下白金鷲屋一三六番一地从先まで	同
県道	富加線	加茂郡富加町大平黄字後平一五九五番一地从先から 関市下有知字峰形尾五七七〇番一七地先まで	同

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
半ノ田 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 高山市三福寺町 一一二九番 一号 一一二二番 二号 一一二三番 三号 一一〇番五 四号から六号まで 一一五九番三 七号 一一六三番三 八号 一一二七番 九号 一一二八番 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人縁がわ

三代 表 者 の 氏 名 小 枝 正

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市神岡町吉田二九八五番地

五 定款に記載された目的 この法人は、日本古来より持ち合わせていた和の心である「和を以て尊しと為し」と「尊厳」をより「和」に「侘び」「寂び」に代表される日本特有の文化の再現とともに先進的価値観も取り入れ、精神と肉体の調和、社会との調和、自然との調和を図り、安心して暮らせる社会づくりに寄与します。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年三月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年二月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂書店

三 建物の名称及び所在地

（仮称）三洋堂書店なかつがわ店

中津川市西宮町五番二三号

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十二年十月二十日

五 店舗面積

一、五九一平方メートル

六 駐車場の収容台数

六一台

七 荷さばき施設の面積

四〇・五二平方メートル

平成二十二年年度技能検定(前期及び随時)の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定により平成二十二年年度技能検定(前期及び随時)を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期実施する検定職種(作業)及び等級区分

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、鋳造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、金属熱処理、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、立旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、横中ぐり盤作業、シグ中ぐり盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業、ラップ盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備、建設機械整備、染色(織物・ニット浸染作業)、婦人子供服製造(婦人子供

注文服製作作業)、木型製作、家具製作(家具手加工作業、家具機械加工作業)、建具製作、印刷、プラスチック成形(射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業、石積み作業)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業)、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、サッシ施工、表装、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真、フラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、鋳造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、塗装(金属塗装作業)、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾

3 単一等級

製麺(手延べ干し麺製造作業)、路面標示施工、塗料調色、産業洗浄(高压洗浄作業)

三 随時実施する検定職種及び等級区分

1 三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工、鉄工、工場板金(機械板金作業)、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大

工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装、工業包装

注 随時実施の三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができます。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成二十二年六月七日(月)から平成二十二年九月十二日(日)までの間に於いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成二十二年七月二十五日(日)に実施する職種

ア 三級

園芸装飾、造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業法に限る。）、機械加工（旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法に限る。）、建築板金（内外装板金施工法に限る。）、工場板金（曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に限る。）、仕上げ（機械組立仕上げ法に限る。）、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に限る。）、塗

装（金属塗装法に限る。）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(2) 平成二十二年八月二十二日(日)に実施する職種

ア 一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、染色（織物・ニット浸染加工法に限る。）、プラスチック成形（射出成形法及びインフレーション成形法に限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、セメント系防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に限る。）、サッシ施工、塗装（木工塗装法、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に限る。）、

イ 三級

金属熱処理

ウ 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造法に限る。）、産業洗浄（高压洗浄法に限る。）、

(3) 平成二十二年八月二十九日(日)に実施する職種

ア 一級及び二級

機械加工（旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法、ラップ盤加工法及びマシニングセンタ加工法に限る。）、鉄工（製缶作業法及び構造物鉄工作業法に限る。）、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作法に限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工作業法及び家具機械加工作業法に限る。）、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に限る。）、広告美術仕上げ（広告板ペイント仕上げ法及び広告板粘着シート仕上げ法に限る。）、

(4) 平成二十二年九月一日(水)に実施する職種

ア 一級、二級及び三級

写真

(5) 平成二十二年九月五日(日)に実施する職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業法、銅合金鑄物鑄造作業法及び軽合金鑄物鑄造作業法に限る。）、放電加工（数値制御彫り放電加工法及びワイヤ

放電加工法に限る。)、建築板金、工場板金(曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に限る。)、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て法に限る。)、強化プラスチック成形(積層成形法に限る。)、石材施工(石張り施工法及び石積み施工法に限る。)、ブロック建築、タイル張り、表装、フラーワール装飾

イ 単一等級
路面標示施工、塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成二十二年四月一日(木)から平成二十三年三月三十一日(木)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。)

前期試験の問題の公表は、平成二十二年六月一日(火)から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

- (1) 県が指定する技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (3) 四に定める手数料
- (4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

- (1) 県が指定する技能検定受検申請書
- (2) 四に定める手数料

2 提出先

千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会(電話 〇五八 一三三三 四七七七)

3 受付期間

(一) 前期

平成二十二年四月五日(月)から平成二十二年四月十六日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しても可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十二年七月二十五日(日)に学科試験を実施する職種に関しては平成二十二年八月二十七日(金)、その他は平成二十二年十月一日(金)付けて岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十二年七月二十五日(日)に学科試験を実施する職種に關しては平成二十二年八月二十七日(金)、その他は平成二十二年十月一日(金)付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格證書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格證書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格證書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格證書が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(要素試験及びペーパーテスト)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八 二七二

一一一 内線三二二八)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二三三 四七七)までお問い合わせください。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を七宗町長、八百津町長、白川町長及び東白川村長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
加茂北部地区	七宗町役場 八百津町役場 白川村役場	平成二二・三・二から 三・三二まで

平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に關する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十二年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十二年七月四日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十二年九月十二日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十二年七月二十五日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十二年十月十日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験地

1 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾しているものに限り行うことができます。

イ 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十二年四月一日(木)から四月七日(水)まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

ロ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp/>) に

おいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 受付場所による受験申込

イ 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十二年四月十二日(月)から四月十六日(金)まで

午前十時から午後四時まで

岐阜市数田東一丁目二番二号 サンレイラ岐阜

ロ 受験申込方法

受験申込書は、三の2のイの受付場所に申込者本人が直接提出してください。

ただし、遠隔地で直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認めます。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とし、左記へ送付してください。

〒五〇〇 八七〇八

岐阜市司町一 岐阜総合庁舎内 社団法人岐阜県建築士会

3 学科試験の免除

平成二十年又は平成二十一年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科試験を免除します。

四 合格者の発表

平成二十二年十二月二日(木)の予定

なお学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十二年八月二十四日(火) 木造建築士は平成二十二年九月七日(火)の発表の予定

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十二年六月九日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター 東海北陸支部及び社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

3 この試験の詳しい内容については、財団法人建築技術教育普及センター(電話番号〇三 五五二四 三一〇五)又は社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八 二六六 五七八六)に問い合わせてください。

平成二十二年三月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社